保有個人情報　訂正請求書（特定個人情報用）

　　　　　年　　　月　　　日

外　務　大　臣　殿

　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、以下のとおり、開示を受けた自己を本人とする個人情報の訂正を請求します。※訂正請求は、個人情報の保護に関する法律第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければなりません。また、**本件請求を行うことができるのは、**未成年者若しくは成年被後見人の**法定代理人として又は**本人の委任による**代理人（任意代理人）のみです（代理請求の場合、記入欄１には、代理人の情報を記入してください）**。

|  |
| --- |
| **１　訂正請求者の氏名・住所・連絡先**  （ふりがな）　 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　訂正請求者の氏名：　　　　　　　　　　　　　 　 ※押印不要  　住所又は居所：（郵便番号〒　　 　　－　　 　　　）    連絡先（**日中確実に連絡が取れるもの。連絡が取れないと、手続が中断することがあります。**）  自宅電話：　　　　　－　 　 　 －　　　 　 　　ＦＡＸ： 　　　　　－　 　 －  携帯電話：　　　　　－　 　 　 －　　　　 Ｅメールアドレス：　　　　　　　　＠ |
| **２　必要書類**　　　　　　※ 提示・提出するものにレ印を付けてください。手数料は無料です。  ① 請求者の本人確認書類（氏名・住所記載）  ※郵送にて請求する場合は、氏名・住所記載面をコピーして提出。公文書監理室の窓口で請求する場合は、原本を提示してください。  □運転免許証　　□個人番号カード（表面のみコピー。通知カード不可）  □健康保険被保険者証（被保険者番号を黒塗りしてください。黒塗りされていない場合は、当方で黒塗りします。）  □在留カード　　□その他：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（提出の前に御相談ください）  ② 郵送にて請求する場合、次の書類を追加してください。  □住民票の写し（個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください。黒塗りされていない場合は、当方で黒塗りします。）  　　　　 ※訂正請求日前30日以内に作成されたもの。複写機によるコピー不可。  ③ 法定代理人として請求する場合、その資格が確認できる次のいずれかの書類を追加してください。  　　□戸籍謄本　　　　　□家庭裁判所の証明書　　　　　□登記事項証明書　　　　　□戸籍抄本  　　　※訂正請求日前30日以内に作成されたもの。複写機によるコピー不可。  ④　任意代理人として請求する場合、その資格が確認できる次の書類を提出してください（次頁１（３）参照）。  □委任状　及び　添付書類（請求資格確認書類）  （□印鑑登録証明書（委任状に実印による押印）又は □委任者の運転免許証等（住所記載のあるもの）の写し） |
| **３　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人として又は本人の委任による代理人（任意代理人）として請求する場合**  　　本　　　人：□未成年者　□成年被後見人　 　　生年月日：（昭・平・令　　　年　　　月　　　日生）  □任意代理人委任者  （ふりがな）　　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  本人の氏名：  本人の住所又は居所：（郵便番号〒　　　 　－ 　　　　　） |
| **４　訂正請求する個人情報が記録されている行政文書（個人番号を含む個人情報に限ります）** |
| **５　受け取った通知書：「保有個人情報の開示請求に係る決定について（通知）」**  通知書番号：個人情報保護第　　　　　　　　　　号　　通知書日付：　　　　　年　　　月　　　日  開示請求番号：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　通知書を受け取った日： 　　　　　年　　　月　　　日 |
| **６　訂正請求の趣旨及び理由**  （趣旨）  （理由） |

＜注意事項＞

１　本人であることを確認する手続について

（１）外務省の窓口で請求を行う場合

　保有個人情報の訂正請求を行うにあたっては、あなたが個人情報の「本人」であることを示す書類を提示してください。例えば、氏名・住所が確認できる運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（又は住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）（住所記載のあるもの）、在留カード、特別永住者証明書の原本などです。訂正請求書に記載したあなたの氏名及び住所又は居所は、提示した「本人確認書類」に記されている氏名及び住所又は居所と一致していなければなりません。

　なお、やむを得ない理由により、例示したこれらの「本人確認書類」を提示することができない場合には、あなたが個人情報の「本人」であることを確認するために外務大臣が適当と認める書類で本人確認を行うことができる場合もありますので、公文書監理室（個人情報保護班）に御相談ください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで引き続き使用可能です。

（２）外務省に郵送にて請求を行う場合

　訂正請求書を外務省に郵送する場合には、「本人確認書類」として次の２つを訂正請求書とともに提出してください。

ア　１（１）で例示した本人確認書類のどれか一つを複写機でコピーしたもの。

なお、健康保険被保険者証を複写機によりコピーしたものを提出する場合は、被保険者番号を黒塗りしてください。個人番号カードを複写機によりコピーしたものを提出する場合は、表面のみコピーしてください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合、黒塗りしてください（黒塗りされていない場合は当方で黒塗りします）。

イ　住民票の写し（訂正請求をする日前３０日以内に作成されたものに限る。また、住民票の写しは、複写機によるコピーの提出は認められません。）。

（３）法定代理人又は任意代理人が請求を行う場合

　あなたが未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人として又は本人の委任による代理人（任意代理人）であって、本人に代わって訂正請求を行う場合には、「１　訂正請求者の氏名・住所・連絡先」欄には、あなた自身の氏名及び住所又は居所を記入し、次の書類を提示又は提出してください。

ア　法定代理人の場合には、法定代理人であることを証明する戸籍謄本その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前３０日以内に作成されたものに限る）を提示又は提出してください。（戸籍謄本その他法定代理人資格を証明する書類は、市区町村等が発行する公文書であり、複写機によるコピーの提出は認められません。）。

イ　任意代理人の場合には、委任状（委任状に訂正請求の前３０日以内に作成されたものに限る。コピー不可。）を提出してください。ただし、①委任状に委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（訂正請求前３０日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類（住所記載のあるもの）のコピーを添付してください。

ウ　代理人自身の本人確認書類（１（１）及び（２）参照）を提示又は提出してください。

２　「住所又は居所」について

　外務省があなたの訂正請求に対応するにあたって、外務省からあなたに連絡することがあります。差し支えのない範囲で、電話番号（日中確実に連絡が取れるもの）・ＦＡＸ番号・Ｅメールアドレスを記入してください。電話等で連絡が取れない場合、手続が中断することがあります。

３　相談窓口、請求書の提出先

〒100-8919　東京都千代田区霞が関２－２－１

外務省 大臣官房 総務課 公文書監理室 個人情報保護班

電話：03-5501-8068　電話受付時間：9：45～12：30、13：30～17：30（土・日・祝日・年末年始を除く）